

別記様式第1号(第四関係)

ながのけんあなんちょうとみくさちく
長野県阿南町富草地区活性化計画(変更)

長野県・阿南町

(平成25年2月)

平成25年11月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 長野県阿南町富草地区活性化計画

都道府県名 長野県

市町村名 阿南町

地区名(※1)

富草地区

計画期間(※2)

平成25年～平成29年度

目 標 : (※3)

本町の農業は山間農業地域特有の小規模生産基盤による小規模経営によって営まれている。近年は従事者の高齢化が進行し耕作放棄地の増加による生産基盤の喪失が危惧されている。

このような状況下、自然・土地条件を活かした農業生産活動に取り組み、付加価値化による有利販売と、安心・安全な地場産野菜等の地産地消を進め、農業経営の安定化と生産量の増大を図る。

具体的には、農業所得の増加を図るため農産物の有利販売に資する施設及び都市農村との交流促進を図るための施設の整備を実施することで、地域の農業振興に加え地域資源の有効活用や、観光関連施設との連携強化により、地域内の主な交流施設の利用者数577,824人(平成20～24年度)から約42,000人増の623,000人(平成25～29年度)を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

長野県の最南端に位置し南流する天竜川に接する本町は、南アルプスと中央アルプスに挟まれた典型的な山間農業地域の様相を呈しており、本地区は下條村と境を接する町の北部に位置する。

また、南北に縦走する国道151号沿線にあることから、町における北の玄関口ともなっている。

土地条件は起伏の多い傾斜地ではあるものの、比較的温暖な気候と肥沃かつ保水性・排水性に優れた土壌(第三紀層土壌)と相まって、農業においては米や野菜の作付が行われている。

また、本地区が有する自然、景観、文化といった地域資源とともに、温泉、宿泊施設等の観光拠点により、年間11万人強の地域内観光拠点施設の利用者数(平成20年度～平成24年度、年平均の観光拠点施設の利用者数より)による観光関連産業が展開されている。

本地区の人口は、直近5力年で98人減少(平成20年4月;1,543人、平成24年12月;1,445人)し、減少率6.4%となった。

高齢化率は、直近5力年で35%～36%台を推移しており、町全体の39%台と比較すると3ポイント下回っている。

農家構造は、販売農家戸数が直近5力年で16戸減少(平成17年;99戸、平成22年;83戸)し、減少率16%となっており、町の同期間の減少率12%と比較すると4ポイント高くなっている。

また、農業従事者の高齢化に伴い、地形条件の厳しい農地から不作付地となるなど耕作放棄地化が進行しつつある。

農家所得の機会確保に貢献している地区内の農産物直売施設(平成5年、9年にかけて2施設整備)については、農業従事者の高齢化に伴う生産量の減退に加え、既存の施設規模では、多様化する消費者が求める農産物への対応が難しくなりつつあり、売上も減少傾向にある。

観光拠点においては、平成15年度に年間15万人あった利用者数が平成23年度には10万人まで減少する等誘客力が減退している。

このような中、本地区では、農産物販売施設等において食味の良さとともに、地場産の安心安全が評価されている野菜等の生産量の増大を図るため、第三紀層土壌の客土事業に着手しているとともに、町内の学校給食や福祉施設等での利用拡大を図る等の取り組みが進められている。

現状と課題

本地区における農業従事者の高齢化の進行は、農家構造の脆弱化とともに耕作放棄地化を加速し農業生産基盤の喪失の危機を招く等、農業生産活動の維持をも困難にしつつある。

また、農業生産意欲の醸成に不可欠な「適正な農産物価格で有利販売できる」出荷・販売ルートの機能減退や、観光入込客数の減少は、農業と観光業の振興により維持される地区活力を著しく減退させている。

この状況を改善し、農業生産活動を維持するため、

- ①農業所得の増大に資する「付加価値化した農産物を有利販売する既存農産物販売施設の機能回復
- ②不作付地等における農業生産を回復させるための農産物販売施設の追加整備と、公共施設等における農産物需要の喚起
- ③地区内観光拠点における誘客力の回復と農業生産の回復を相互連携の下で加速し、農家経営の安定化に伴う高齢農業従事者の離農や地区外流出の抑制を強力に推し進める必要がある。

今後の展開方向等(※4)

人口減少という地区活力の減退を抑制・回復するためには、地区人口の過半を占め、脆弱な生産基盤の下での小規模農業経営を強いられている農家の農業経営の安定化とともに、一方の産業基盤である観光関連産業の回復と公共施設等の需要喚起による農産物需要の回復拡大を一体的に進めることが重要であることから、

①地域連携販売力強化施設として、既存農産物販売施設と連携・分担し地区農産物を直接また加工等による付加価値化して有利販売するための施設を整備する。

②地場農産物の提供・供給施設

農産物の購入意欲を増進するため、地区農産物の魅力を調理法、食文化、歴史の紹介等と併せ効果的に紹介するため、販売施設や観光拠点等の他施設との効率的連携の下整備する。

③各施設の有機的連携に寄与する新たな交流拠点の整備

観光案内機能とともに、伝統文化や郷土芸能の継承及び紹介(各集落の取組と連携)交流メニュー(農家民泊、化石探掘等拠点)を行うとともに、

関連する施策として、空き工場活用事業による雇用確保対策や、リフォーム支援・転入者支援、就農支援等町等の振興施策と協調し効果的な地域活性化に向けた取り組みを推進していく。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
阿南町	富草地区	地域資源活用総合交流促進施設(42地域連携販売力強化施設)	阿南町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
阿南町	富草地区	地域資源活用総合交流促進施設(41地域資源活用交流促進施設)	阿南町	無	(1)法第5条第2項第2号に規定する事業としての計画取り下げにともなう施設の建設

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
阿南町	富草地区	富草地区商店街活性化基盤整備事業	阿南町	町単独による生活店舗の整備

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

長野・愛知県境に存する町村で構成する県境域開発協議会が主体となり、県域内の観光施設等を対象としたイベントやガイドブックの発行などを実施

3 活性化計画の区域(※1)

富草地区(長野県県下伊那郡阿南町)	区域面積 (※2)	2,019ha
-------------------	-----------	---------

区域設定の考え方 (※3)

①法第3条第1号関係:

本地区総面積2,019haのうち山林が1,440haで71%、農地は151haで7.5%であり、農林地が占める割合は78.8%である。
本地区の就業人口1,306人(2010人口動態)に対し農業従事者数は244人(2010センサス)で、18.7%である。
本地区のような山間地域においては、農地が持つ多面的機能の保全及び良好な住環境を保持し、農地の遊休荒廃化や里山の荒廃化の拡大を阻止するために、農林業は地域にとって重要な事業である。

②法第3条第2号関係:

平成元年には1,710人余りの人口も、現在では1,430人余りに減少し、近年においても平成20年(1,533人)から平成25年(1,433人)に減少しており、高齢化率は35.3%である。
このような状況は、零細な農業基盤と、収入に見合わない農地管理など、魅力の無い農業経営のため農地を離れ、離農や地区外流出化によるものが大きな要因であり、総農家数についても、平成17年239戸から、平成22年224戸と6.3%減少が進み、地区の活力が低下していることから、当該地区の活性化を図るために地域間交流を促進することは有効かつ適切である。

③法第3条第3号関係:

計画地域は全て農業振興地域であり、市街地を形成している区域以外の地域となっている。

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

* 該当なし

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の終了年度の翌年度において、町が、計画期間内の地区の農産物販売施設やの整備対象施設と観光拠点等の連携施設の利用者数について検証し、活性化計画の目標の達成状況について検証する。

なお、各施設の利用者数の把握方法は、地域連携販売力強化施設はレジにより行う。

また、県と町は検証結果について、地区活性化委員で構成する検証委員会による評価を得るとともに、その結果を公表する。(地区活性化委員は、副町長、富草地区代表区長、富草地区老人クラブ代表、かじかの湯支配人などで構成する予定)

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。